

- 〔復興庁令〕

 - 東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令(復興庁五)
 - 〔省令〕
 - 財務省組織規則の一部を改正する省令(財務六六)
 - 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令(同六七)
 - 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則
(厚生労働一三八)
 - 移植に用いる臍帯血の品質の確保のための基準に関する省令(同一三九)
 - 薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令
(同一四〇)
 - 船舶区画規程等の一部を改正する省令(国土交通一〇二)
 - 〔規則〕
 - 人事院規則九一七(俸給等の支給)の一部を改正する人事院規則
(人事院九一七一八)

告示

入歳出状況
五年十月分

○厚生労働省令第四百四十号

薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）第九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十六条の五並びに第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づき、薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月一十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二百三号）の施行の日の前日」に改め、同条第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日」に改める。
附則第二十四条第一項 第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条から第三十一条までの規定中、「平成二十五年十二月三十一日」を「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日」に改める。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。